

2015年度予算要求の回答書(その5)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。
今回は2、少子化対策・子育て支援の充実を③～⑪です。

2. 少子化対策・子育て支援の充実を

③ 保育所については、施設の増設・拡充や民間施設への助成で、待機児童解消を図ること。

本市におきましては、民間の認可保育所等を対象に運営費の補助等を行い、施設の増設や定員の拡充に努めております。

平成27年度におきましては、認可保育所として新たに6園(4月に4園、年度内に2園)の開設が予定されており、今後も引き続き、助成等を行い、待機児童の解消に取り組んでまいります。



(保育課)

④ 子どもの保育環境改善のため、定員越え保育の解消をはかること。また、国に対して、保育基準引き下げなどの改悪を行わないよう要求すること。

定員超え保育に当たりましては、国の基準を遵守して実施しております。

また、保育基準引き下げなどの制度改正につきましては、国の動向を注視するとともに、必要に応じて要望してまいります。

(保育課)

⑤ 保育所の障害児・ゼロ歳児・時間外保

育を拡大すること。病児保育を実施すること。障がい児、ゼロ歳児、時間外保育の拡大につきましては、保育士の確保など課題

も多くあるところですが、引き続き検討してまいります。

また、病児保育につきましては、専用スペース(施設)の確保と看護師等の専門職員の配置が必要になることから、現状での実施は大変難しいものと考えております。

(保育課)

⑥ 市立保育所については、引き続き公立保育所として存続すること。市立保育所の全園民営化の計画の早期見直しを行うこと。

近年、社会情勢の変化に伴い、待機児童の解消や多様化する保育ニーズなどへ柔軟に対応するため、国の規制緩和に伴い、多くの民間保育所が設置されました。

本市におきましても、認可保育所の7割が民間保育所となり、利用者のニーズに沿ったサービスが展開される中、公立保育所の在り方も変わってまいりました。

本市では、こうした民間活力を積極的に導入し、迅速で柔軟な対応ができるよう、「厚木市立保育所民営化基本計画」を策定し、将来的にすべての市立保育所の民営化を進めることといたしました。今後の予定といたしましては、第一期民営化計画として、もみじ保育所を平成27年度に民営化し、厚木保育所については、中心市街地の整備事業に併せて民営化することとしております。

第二期の計画となる相川、小鮎、玉川、南毛利保育所の民営化につきましては、その時の社会情勢や保育制度の変化、将来的な保育需要などを踏まえて、実施計

画を策定してまいります。

なお、公立も民間も施設の規模、保育士の配置人数、保育内容、入所する児童の選考、保育料の決定及び徴収に至るまで、児童福祉法において同一の児童福祉施設認可基準に基づいて運営されていることから、民営化後につきましても引き続き、県と本市で指導監督をしてまいります。

(保育課)

⑦ 保育士はできる限り正規雇用とすること。

保育士の雇用につきましては、職員定数の管理上、正規雇用を増やしていく予定はなく、現在、臨時保育士で対応している状況であります。雇用体系の違いにより、保育業務に偏りが生じぬよう、今後も適正な運営に努めてまいります。

(保育課)

⑧ 「子どもの権利条約」の周知をはかり、子ども育成条例の実効性を高めること。

「子どもの権利条約」につきましては、本市ホームページや「広報あつぎ」等を通じて周知を図ると

ともに、「子ども育成条例」においては、子育て関係機関を始め、事業所や地域、本市等が一体となり、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じられる環境づくりを進めてまいります。

具体的には、保護者同士の交流の場づくりや子育てに関する相談、保育所や学校等への支援といった「体制づくり」を始め、各種健診や医療費助成等による「健康づくり」、学習支援やスポーツ・文化に触れる機会を提供する「勉強・遊びの環境づくり」、事業者を対象とした



「子育て環境づくり」、地域における「安心・安全なまちづくり」などに取り組み、同条例の実効性を高めてまいります。

(こども育成課)

⑨ 厚木市子ども育成条例にのっとり、育児休業制度を全事業所で実施し、母親だけでなく父親も取得できることを周知すること。民間の実施状況を調査すること。休業中の給与保障を国に求めること。

本市では、子育て世帯が仕事と子育てを両立できるよう、市内の企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の啓発や、父親も取得できる育児休業制度の周知に取り組んでおります。

また、民間事業所における育児休業制度の実施状況につきましては、機を捉えて把握に努めてまいります。

なお、休業中の給与保障につきましては、国・県等の動向を注視してまいります。

(こども育成課)

⑩ 不妊治療費助成事業を拡充すること。

本市の不妊治療費助成事業につきましては、県内トップレベルである助成内容と認識しておりますので、現行の助成制度の運用に努めてまいります。

(こども家庭課)

⑪ 不育症治療への支援を行うこと。また、国・県へも支援を要望すること。

不育症治療への支援につきましては、今後の治療に対する医療保険の適用や国の助成制度の動向に注視しながら、調査・研究をしてまいります。

また、引き続き、対象者へ経済的支援を図るよう国・県に対して要望してまいります。

(こども家庭課)

4月の法律相談

4月28日(火) 13時

前日迄の連絡を!